

障発0527第2号  
令和元年5月27日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」の一部改正について

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査については、従来、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号）に基づき、実施されているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和元年5月27日から適用することとしたので、通知する。

なお、この通知は、地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。



# 新 旧 対 照 表

「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」(平成29年8月9日障発0809第2号)新旧対照表(案)

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: right;">障発0123第2号 平成26年1月23日 一部改正 障発0217第5号 平成27年2月17日 障発0408第7号 平成28年4月8日 障発0809第2号 平成29年8月9日 <u>障発0527第2号</u> <u>令和元年5月27日</u></p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について</p> <p>(別添1)～(別添2) (略) (別紙)</p> <p>主眼事項及び着眼点 (指定居宅介護) <u>別添のとおり</u> 主眼事項及び着眼点 (指定重度訪問介護) <u>別添のとおり</u> 主眼事項及び着眼点 (指定同行援護) <u>別添のとおり</u> 主眼事項及び着眼点 (指定行動援護) <u>別添のとおり</u> 主眼事項及び着眼点 (指定療養介護) <u>別添のとおり</u> 主眼事項及び着眼点 (指定生活介護) <u>別添のとおり</u> 主眼事項及び着眼点 (指定短期入所) <u>別添のとおり</u> 主眼事項及び着眼点 (指定重度障害者等包括支援) <u>別添のとおり</u></p>	<p style="text-align: right;">障発0123第2号 平成26年1月23日 一部改正 障発0217第5号 平成27年2月17日 障発0408第7号 平成28年4月8日 障発0809第2号 平成29年8月9日</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について</p> <p>(別添1)～(別添2) (略) (別紙)</p> <p>主眼事項及び着眼点 (指定居宅介護) <u>(略)</u> 主眼事項及び着眼点 (指定重度訪問介護) <u>(略)</u> 主眼事項及び着眼点 (指定同行援護) <u>(略)</u> 主眼事項及び着眼点 (指定行動援護) <u>(略)</u> 主眼事項及び着眼点 (指定療養介護) <u>(略)</u> 主眼事項及び着眼点 (指定生活介護) <u>(略)</u> 主眼事項及び着眼点 (指定短期入所) <u>(略)</u> 主眼事項及び着眼点 (指定重度障害者等包括支援) <u>(略)</u></p>

主眼事項及び着眼点 (指定障害者支援施設等) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練(機能訓練)) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練(生活訓練)) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定就労移行支援) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援A型) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援B型) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定就労定着支援) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定自立生活援助) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定共同生活援助) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定地域移行支援) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定地域定着支援) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定計画相談支援) 別添のとおり  
 主眼事項及び着眼点 (指定自立支援医療機関) 別添のとおり

主眼事項及び着眼点 (指定障害者支援施設等) (略)  
 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練(機能訓練)) (略)  
 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練(生活訓練)) (略)  
 主眼事項及び着眼点 (指定就労移行支援) (略)  
 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援A型) (略)  
 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援B型) (略)  
 (新設)  
 (新設)  
 主眼事項及び着眼点 (指定共同生活援助) (略)  
 主眼事項及び着眼点 (指定地域移行支援) (略)  
 主眼事項及び着眼点 (指定地域定着支援) (略)  
 主眼事項及び着眼点 (指定計画相談支援) (略)  
 主眼事項及び着眼点 (指定自立支援医療機関) (略)